



年金の繰上げ請求をする前に これだけは知っておきたい注意点



老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）は、原則として65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて、早く受け取ることができます。ただし、早く受け取る代わりに、繰り上げた月数に応じて年金額が減額されるなどの注意点もあります。今回は、繰上げ受給についてご説明します。

繰上げ受給の基本的な仕組み

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、60歳から65歳までの間で、受給開始時期を早くすることもできます。これを「繰上げ受給」といいます。65歳より早く受取開始する場合、最大で60歳までの5年間繰り上げることができますが、年金額は、減額されます。減額率は、繰上げ1ヵ月につき0.4%（昭和37年4月1日以前生まれの人は0.5%）で、減額された年金を生涯にわたり受け取ることになります。例えば、60歳0ヵ月で繰上げ受給すると、減額率は0.4%×60月（12ヵ月×5年）＝24%になります。65歳で受け取る年金額が100万円の場合、100万円－（100万円×24%）＝76万円になります。

繰上げ受給の注意点とは

繰上げ受給には、次のような注意点があります。(a)繰上げ受給の請求後は、取り消しや変更をすることができません。(b)生涯にわたって減額された年金額が支給されます。また、老齢基礎年金と一緒に付加年金を受け取れる人の場合、付加年金についても同じ率で減額されます。(c)老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰上げ請求をすることになっています。また、共済組合加入期間がある場合、共済組合から支給される年金も同時に繰上げ請求することになります。(d)国民年金に任意加入することができなくなります。(e)国民年金の保険料免除や納付猶予を受けた期間の追納ができなくなります。(f)65歳前に遺族年金や障害年金を受け取れる場合、65歳になるまでは併給できず、繰り上げた老齢年金とどちらか一方の年金を選択することになります。(g)受給権発生後に初診日がある場合、障害基礎年金を請求することができなくなります。特に治療中の病気が、あるいは持病がある人は、注意が必要です。(h)65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続給付が支給される場合は、老齢厚生年金の一部または全部の年金額が支給停止となります。ただし、老齢基礎年金は支給停止されません。

●昭和37年4月1日以前生まれ

年 齢	減額率
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	30.0%～24.5%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	24.0%～18.5%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	18.0%～12.5%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	12.0%～ 6.5%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	6.0%～ 0.5%

●昭和37年4月2日以降生まれ

年 齢	減額率
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	24.0%～19.6%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	19.2%～14.8%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	14.4%～10.0%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	9.6%～ 5.2%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	4.8%～ 0.4%

Uさん夫婦のケースを見てみましょう。

60歳以降は給与が下がるようなので夫婦で年金の繰上げ受給をしようと思います。注意点がありますか。

もうすぐ60歳です。60歳以降も現在勤めている会社で働く予定ですが、給与が40%ほど下がると聞きました。現在の生活を維持できるように夫婦で年金の繰上げ受給を考えていますが注意点がありますか。繰上げ請求しても加給年金額はもらえますか。

●Uさん（58歳、老齢基礎年金75万円、老齢厚生年金120万円）。妻（57歳、パート勤務、老齢基礎年金73万円、老齢厚生年金6万円）。子供は独立している。



※年金額は令和7年度価額。60歳になるまで現在の加入条件が続いたと仮定して試算。

STEP 1 繰上げ受給した場合の年金額を確認しよう

Uさんの65歳からの年金額は、195万円（老齢基礎年金75万円＋老齢厚生年金120万円）ですが、奥さまが65歳になるまでの間、配偶者加給年金額41万5,900円（年額）が加算されます。Uさんが60歳で老齢年金を繰上げた場合、年金額は、通常よりも24%（0.4%×60ヵ月）減額となり、老齢基礎年金57万円、老齢厚生年金91万2,000円で合計148万2,000円になります。繰上げ受給した場合でも、Uさんが65歳になると、配偶者加給年金額が加算されます。次に、奥さまが60歳で繰上げ受給をした場合、老齢基礎年金55万4,800円、老齢厚生年金4万5,600円で合計60万400円になります。ちなみに、奥さまは昭和41年4月2日以降生まれのため、振替加算は付きません。奥さまの年金額が少ないことが気になるこのことですので、年金事務所で年金請求前の事前相談をされてはいかがでしょうか。事前相談では、年金記録の確認、相談者の希望条件に応じた年金見込額の試算、繰上げ受給の注意点などを説明してくれます。

STEP 2 事前相談で注意点を把握

事前相談の結果、注意点を把握することができました。①奥さまの年金記録について、国民年金保険料が5年ほど未納であったことが判明。すでに時効で保険料を納付できませんが、60歳以降に国民年金の「任意加入制度」を利用すると、過去の未納分を納付することができます。ただし、老齢基礎年金を繰上げ受給すると、制度上、任意加入することができません。②65歳前に遺族年金や障害年金を受け取ることができる場合、65歳になるまでは、年金が支給調整されるとのこと。この場合、繰り上げた老齢年金とどちらか一方の年金を選択して受け取ることになります。③60歳以降に賃金が下がった場合、賃金の低下率に応じて、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を最大で賃金の10%*受給することができますが、繰上げ請求した老齢厚生年金の一部が支給停止（最高で標準報酬月額4%*）となります。

*令和7年4月1日以降に60歳になった人の場合



ポイントチェック

年金の請求手続きは、年金事務所等窓口、郵送、電子申請（条件あり）で行う方法がありますが、年金請求書の提出日に注意しましょう。年金請求は、受給開始年齢の誕生日の前日以降に年金請求書と添付書類を年金事務所等に提出します。例えば、9月10日生まれの人が60歳0ヵ月で繰上げ受給を希望する場合の提出日は、60歳の誕生日の前日以降でその月の末日までです。郵送の場合、消印押印日でなく、年金事務所等で受け付けた日です。